

電子情報処理組織の利用規程

平成17年8月26日制定

平成17年10月1日改正

平成21年 4月1日改正

1 東広島市建設工事競争契約入札心得（昭和59年3月31日告示30号，以下「心得」という。）第3条の2第1号において定める電子情報処理組織の利用規程として、必要な事項を定める。

2 期間入札においては、心得に定めるほか、次の規約等を遵守するものとする。

(1) 組織に関すること

広島県市町村電子自治体推進協議会規約

電子入札運営部会規程

(2) 電子入札等実施に関すること。

電子入札等システム利用者基本規約

電子入札サブシステム利用者個別規約

入札参加資格審査申請等電子受付サブシステム利用者個別規約

東広島市電子入札試行要領

3 東広島市建設工事競争契約入札心得第3条第4項において立ち会えるものの選定要件等は、次のとおりとする。

(1) 立会い人数の制限

立会い人数は、2人を上限とする。

(2) 立会い希望申請方法

希望者は、立ち会う案件に係る期間入札の締切日時までに、立会いの申請をしなければならない。

(3) 立会い者選定方法

市長は、前号の申請者のうち、ローテーション等により立会い者を決定し、申請者全員に、前日までに結果を報告しなければならない。

立会い者が欠席した場合、立会い申請者からは補充しないものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。